

「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人和歌山県共同募金会

1 趣旨

平成29年台風第21号によって被害を受けられた被災者を支援するため、「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」を和歌山県共同募金会（以下「本会」という）は募集します。

2 義援金の名称

和歌山県平成29年台風第21号災害義援金

3 受付期間

平成29年11月2日（木）から平成30年1月31日（水）まで

4 義援金受入口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
紀陽銀行	本店営業部	普通預金 2321740	社会福祉法人和歌山県共同募金会
ゆうちょ銀行	00960-9-210342		和歌山県共同募金会 台風第21号災害義援金

- 紀陽銀行本店・支店の窓口及びATMの振込手数料は無料になります。但し、ATMによる振込については、同行カードまたは現金による振込の場合に限り無料。
- ゆうちょ銀行・郵便局の窓口については、平成29年11月6日からの取扱いになります。
- ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での振込手数料は無料・ATMは有料になります。
- 上記以外の他銀行からの振込については、有料扱いになります。

5 現金書留による義援金の送金について

(宛先) 〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
社会福祉法人和歌山県共同募金会 あて

- 宛名のところに「救助用郵便」と明記の上、送金下さい。

6 義援金の配分について

本会で取りまとめた義援金は、和歌山県が設置する「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金配分委員会」を通して、被災者の方々に全額配分されます。

7 領収書の発行について

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、別添の「領収書希望者名簿」により必要事項を記入の上本会へ送付ください。後日領収書を発行します。

附則 この要綱は、平成29年11月2日から施行する。
平成29年11月6日 改正

社会福祉法人和歌山県共同募金会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
電話 073-435-5231 fax 073-435-5232
メール info@akaihane-wakayama.or.jp
HP <http://www.akaihane-wakayama.or.jp/>





「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」領収書希望者名簿

社会福祉法人和歌山県共同募金会 行き

メール info@akaihane-wakayama.or.jp

FAX 073 - 435 - 5232

共同募金会

No.	寄付者名	住所	金額(円)	受付日	送金日・金融機関		領収書の送付先 (どちらかに 印)
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者
		〒		/	/	ゆうちょ銀行 紀陽銀行	共募 ・ 寄付者

ご記入いただいた個人情報は、本会で適正に管理し、目的以外には使用いたしません。

和歌山県共同募金会